

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により知事等関係機関から監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により措置の内容を次のとおり公表する。

令和 6 年 12 月 25 日

岐阜県監査委員	若 井 敦 子
岐阜県監査委員	恩 田 佳 幸
岐阜県監査委員	鈴 木 祥 一
岐阜県監査委員	安 田 典 子
岐阜県監査委員	飯 沼 敦 朗

I 令和6年度定期監査の結果に基づき講じた措置の状況

1 令和6年度

(単位：件)

区分	監査結果 A	措置済 B	今回措置を 講じたもの ※ C	未措置 A-B-C
指摘事項	21	8	3	10
指導事項	45	13	11	21
検討事項	0	0	0	0
計	66	21	14	31

※「今回措置を講じたもの」については、令和6年11月29日及び12月4日に知事等関係機関から通知があったもの

(注) 監査結果の区分については、次のとおり

指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの

指導事項：是正又は改善を求める事項

検討事項：事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は他の機関の監査の結果として所管課に対し是正若しくは改善を求める事項

II 定期監査の結果に基づき講じた措置

1 令和6年度

(1) 監査結果（指摘事項）に基づき講じた措置

商工労働部

機関名	監査結果	講じた措置
計量検定所	公務のため計量機器を検査する際、検査用の分銅が落下したことにより当該計量機器を損傷させた1件の毀損事故について、損害賠償金として49,500円の費用負担が発生していたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。	当該事故は、電動式はかりの検査において、検査用の分銅を積み上げる際、はかりの中央が膨らんでおり形状が不安定であったため、分銅が落下して機器（コード）を破損させたものである。 当該事故を踏まえ、今後は、コードなどケーブル類は検査を行う前にケーブル保護マットで覆うとともに、はかりの載せ台の形状が不安定な場合は、載せ台に安定台を設置し、その上に分銅を載せる対策を講じることにした。

農政部

機関名	監査結果	講じた措置
東濃農林事務所	労働保険料の支出事務において、	本件事案は、所属で行う社会保険料等

	<p>令和3年度の確定保険料（雇用保険分）の算定に当たり、算定基礎となる賃金総額に再任用職員1名の報酬等を含めていなかったことにより、確定保険料に不足額が生じ、令和5年8月25日に不足額32,148円及び追徴金3,200円が支払われていたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>の納付手続を錯誤し、再任用職員の報酬等は賃金総額に加算する必要はないと認識していたため発生したものである。</p> <p>事案発覚以後、適正に事務処理を行うため、会計事務の担当者のみならず承認者・決裁権者においても、給与事務の手引き等の共有・活用により、社会保険料制度等の理解を深めた。</p> <p>今後は、担当者が保険料算定した後、担当者以外の複数の職員で保険対象者や保険料の申告額を関係書類と突合することにより、再発防止に努める。</p>
--	---	---

教育委員会

機関名	監査結果	講じた措置
<p>恵那南高等学校</p>	<p>行政財産の目的外使用の許可事務及び管理費の収入事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <p>1 行政財産使用許可書は、行政財産の使用の許可を受けようとする者から提出された使用許可申請書に基づき、使用の許可をしたときに申請者に交付することとなっている。</p> <p>使用許可書の交付後に行政財産を使用させるべきところ、令和5年7月2日に教室等を使用した後の同年7月26日に、使用者から提出された許可申請書を受理し、同年8月1日付けで使用許可書を交付していた。</p> <p>2 行政財産の目的外使用許可に伴う管理費の徴収は、原則として、許可と同時に管理費の全額を収入調定し、納入通知書により納入させることとなっている。</p> <p>令和5年7月2日に教室等を使用するためには、遅くとも同日までには使用許可が行われ、管理費の調定がされるべきところ、使用許可手続が遅延したことにより、同年8月1日付けで調定がされており、使用日</p>	<p>当該事案は、使用者が申請書の提出を失念したこと、及び許可担当者における当該事案に係る学校施設の使用予定の把握漏れがあったことにより起きたものである。</p> <p>再発防止のため、使用者に対して使用日前に申請書を提出するよう改めて周知徹底を図った。また、許可担当者が行事予定表で学校施設の使用予定を確実に把握するよう改めた。</p> <p>今後は、行政財産の目的外使用許可事務において、使用日前に申請書を受理し手続を行うとともに、管理費の収入事務を適正に行うよう努める。</p>

	から1か月以上経過した後に管理費(1,292円)が収納されていた。	
--	-----------------------------------	--

(2) 監査結果(指導事項)に基づき講じた措置

総務部

機関名	監査結果	講じた措置
飛騨県税事務所	<p>県が借主となる飛騨県税事務所(自動車税出張所)事務室に係る賃貸借の契約事務において、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」等に基づき、契約解除に関する条文及び暴力団等から不当介入を受けた場合の警察への通報義務を契約書等に追加していなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>指導となった契約は、貸主・借主いずれかが別段の意思表示をしないときは1年ごとに更新することとしており、条文等の見直しを行っていなかった。</p> <p>指導を踏まえ、契約の相手方に説明し、令和6年8月15日付けで「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」等に基づく契約解除に関する条文を追加、及び暴力団等からの不当介入を受けた場合の警察への通報義務を付記した変更契約を締結した。</p> <p>今後契約する際は、契約書の条文等に岐阜県会計規則等に基づく契約内容を具備したものであるか、担当者、会計員及び出納員の複数人によるチェックを徹底し、再発防止を行う。</p>

農政部

機関名	監査結果	講じた措置
農業経営課	<p>概算払された農業経営者法人化等総合サポート事業に係る委託料の精算事務において、概算払を受けた者が提出した精算書類について、収支等命令者が行うこととされている確認が行われていなかったため、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>概算払の会計書類は、同額で精算した場合、決裁ルートの設定によっては会計員のチェック機能が働かずに処理されてしまう場合があるため、本件のような事案が発生したと思慮される。</p> <p>指導を踏まえ、職員全員に概算払における精算行為の方法について周知するとともに、検査復命時における決裁ルートに管理調整係を入れて合議するよう、見直しを図った。</p>
農産園芸課	<p>公務中に移動式書棚を損傷させた1件の毀損事故について、修繕料64,900円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>	<p>令和5年11月24日に集中書庫の移動式書棚のうち農産園芸課の文書が保管されている書棚について、ロックレバー部分が毀損していることが判明した。原因は棚の移動中にロックをかけたことによるものと考えられる。</p>

		<p>同日、所属内の職員に対し、今一度書棚の取扱説明書を確認し、適切な操作を行うよう注意喚起を行った。</p> <p>今後も引き続き、職員会議等の場で県有財産の適正な使用及び管理について注意喚起を行い、毀損事故の再発防止に努める。</p>
畜産振興課	<p>令和5年度岐阜県畜産振興事業補助金(畜産協会等事業推進事業)の交付事務において、補助対象事業が完了していないにもかかわらず、事業完了前に提出された事業完了届を受理し、同日に履行確認が行われていたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>当該補助金の一部に常勤職員の人件費補助が含まれており、本来、事業完了となる年度末日に履行確認すべきところ、3月31日より前に履行確認を行っていた。</p> <p>これは、岐阜県補助金等交付規則第13条に規定する「補助事業等が完了したとき」について、補助事業等の事務・事業があらかじめ定められた実際に完了した日であることを正しく理解していなかったために生じたものである。</p> <p>今回の指導を踏まえ、課内の補助金事務担当者のみならず、職員全員を対象に補助金に係る事務取扱について注意喚起を図るとともに、補助事業者に対して、制度、事務手続の再周知を行った。</p> <p>また、会計員、出納員による確認も厳格に行い、再発防止に努める。</p>
可茂農林事務所	<p>不用品の売払いに係る契約事務において、随意契約を締結する際に必要な見積書を徴取することなく、不用決定前に売払いの可能性を調査するために参考として入手した見積書を契約に必要な見積書としていたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>本件事案が生じた原因は、見積書を徴取すべき時期の認識を誤っていたことにある。</p> <p>指導を受け、担当者、会計員、出納員とで「物品処分フロー図」により、売払いに係る見積書が必要な時期を再確認した。</p> <p>今後は、売払いに係る決裁に「物品処分フロー図」を添付し、起案者と決裁者とで、現在どの段階なのか、徴取すべき書類は何かを共有し、再発防止に努める。</p>

都市建築部

機関名	監査結果	講じた措置
水資源課	<p>令和5年度水循環解析調査業務に係る契約事務において、契約金額が500万円以上の契約であるにもかか</p>	<p>指導事項については、担当者が岐阜県会計規則、同取扱要領の内容を十分に理解していなかったこと、また、所属内の</p>

	<p>ならず、契約保証金の納付の免除に係る決裁が行われていなかったため、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>チェックが不十分であったことにより適切に処理されなかったに処理されなかったことが原因である。</p> <p>そのため、課内職員に対し、契約事務に関する規則、要領及び審査の手引きにより再周知を行った。</p> <p>今後は、契約を含む会計事務全般において規則等を遵守するとともに、複数人で確認するなど、チェック体制を強化し、再発防止に努める。</p>
--	---	---

教育委員会

機関名	監査結果	講じた措置
教育財務課	<p>不用品の売払いに係る契約事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <p>1 収入の原因となる契約に係る決裁書で売却予定価格を定めるべきところ、これを定めていなかった。</p> <p>2 随意契約を締結する際に必要な見積書を徴取することなく、不用決定前に原材料としての価値を調査するために参考として入手した見積書を契約に必要な見積書としていた。</p>	<p>本事案は、不用品の売払いの契約締結に際して、売却予定価格及び売却予定先をあらかじめ定めておく必要はないものであること、売払いに際し見積書の徴取は、原材料としての価格調査を行う時点のみで足り、売払いの契約締結にあたって改めて徴取する必要はないものであることと担当者が誤認していたものである。</p> <p>今後は、売却予定価格について、売却契約前に決裁書にて定めておくこと、随意契約を締結する際には、業者に対し必要な見積書の提出を依頼することを徹底する。</p> <p>また、適正な物品処分の手続について課内職員全員へ周知するとともに、「物品処分フロー図」を共有し再発防止に努める。</p>
揖斐高等学校	<p>揖斐高等学校北舎スロープ設置工事に係る契約事務において、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」等に基づき、暴力団等から不当介入を受けた場合の警察への通報義務を特記仕様書等に記載していなかったため、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>当該通報義務の記載については、日ごろから所属内でも十分認識し、注意していたところであるが、他業務が重なったこと等により確認を怠り、記載漏れとなったものである。</p> <p>今後は、岐阜県会計規則等に基づき、契約書に記載すべき事項を事務長及び係員の両方で確認することを徹底し、再発防止に努める。</p>
多治見北高等学	自動販売機設置に係る2件の賃貸	自動販売機の設置に係る契約は、令

校	<p>借の契約事務において、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」等に基づき、暴力団等から不当介入を受けた場合の警察への通報義務を特記仕様書等に記載していなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>和4年度からの3年契約であり、今年度は3年目であったため、契約書の内容の確認を十分に行っておらず、今回の監査により初めて認識するに至った。</p> <p>本校と契約している自動販売機設置業者2者と、暴力団等から不当介入を受けた場合の警察への通報義務を記載した特記仕様書を追加する変更契約書を令和6年10月30日に取り交わした。</p> <p>今後は、契約締結前に、岐阜県会計規則等に基づき、契約書の内容が最新のものであるか事務部長が確認し、担当が決裁を受ける体制にするよう改めた。</p>
岐阜希望が丘特別支援学校	<p>物品の管理事務において、令和5年度の現物実査の対象物品に係る供用主任者と同一の者が実査担当者に指定されていたものがあつたため、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>当該事案は、実査担当者を当初指定した者から変更する際に、物品の現物実査実施要領に基づかず、供用主任者と同一の者を実査担当者に指定したことによるものである。</p> <p>令和6年6月25日に所属内職員に現物実査実施要領を回覧するとともに指導事項を周知し、実査担当者に関する取扱いについて再確認及び徹底した。</p> <p>今後は、計画変更の際にも指定された者が適正か、2名体制で確認し、再発防止に努める。</p>
岐阜本巣特別支援学校	<p>岐阜本巣特別支援学校排水管修繕工事（Ⅱ期）に係る契約事務において、契約締結前に受けるべき契約保証金（県を被保険者とする履行保証保険証券）を契約締結日より後に受けていたため、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>本事案は、工事請負契約締結時の契約保証金免除等一連の手続についての担当者の認識不足によるものである。</p> <p>今後は、入札後の手続について、関係する通知等を熟読し、工事担当者、出納員を含めた複数職員で十分確認したうえで、適正な事務処理に努める。</p> <p>また、工事に係る事務処理について、事務部職員全員で再確認を行った。</p>